

市川市デジタル地域通貨ICHICO 利用規約

第1条 適用範囲等

1. 本規約は、市川市（以下、「本市」といいます）が発行するデジタル地域通貨のICHICOの利用に関する取扱いについて定めるものです。利用を希望する者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意した上でICHICOを利用するものとします。
2. ユーザーが未成年である場合、ユーザーは、法定代理人の同意を得た上で、ICHICOを利用するものとします。

第2条 定義

本規約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ICHICO（現金チャージ額）」とは、本市が発行する前払式支払手段であって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (2) 「還元ポイント」とは、本市が定める条件に従って、本市が対価の支払いを受けることなく付与するポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (3) 「行政ポイント」とは、ユーザーが行う健康、ボランティア活動やエコ活動等の取組に対して、本市が対価の支払いを受けることなく付与するポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (4) 「ふるさとポイント」とは、ふるさと納税制度を利用して、市川市に寄付をした金額に応じて発行されるポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (5) 「スマートポイント」とは、市が特に推進する施策に対し、貢献いただいた方に付与されるポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (6) 「物価高騰対応4500ポイント」とは、市が物価高騰対応として、市民に付与するポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (7) 「アプリ移行1000ポイント」とは、市が物価高騰対応として付与したポイントを、本アプリへポイント移行した方へ付与するポイントであって、本市所定の有効期間を有するものをいいます。
- (8) 「ICHICO」とは、ICHICO（現金チャージ額）、還元ポイント、行政ポイント、ふるさとポイント、物価高騰対応4500ポイント及びアプリ移行1000ポイントの総称をいいます。
- (9) 「本事業」とは、市川市デジタル地域通貨推進事業をいいます。
- (10) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーがICHICOを利用するためのスマートフォン用アプリケーションソフトをいいます。
- (11) 「本カード」とは、ICHICOを利用するためのカードをいいます。
- (12) 「ユーザー」とは、本規約に同意の上、ICHICOを利用する者またはICHICOを利用しようとする者をいいます。

(13) 「加盟店」とは、本市所定の加盟店契約を締結し、自身が販売する商品もしくは権利または提供する役務の代価について、本市からICHICOによる決済を認められた者をいいます。

(14) 「対象商品等」とは、加盟店によって販売される商品及び提供されるサービス等をいいます。ただし、対象品等として認められない商品等は、「別表1 デジタル地域通貨使用対象外取引」に掲げるものとします。

(15) 「本市等」とは、本市及び本事業を実施するために本市から委託を受けた事業者をいいます。

(16) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第）第2条第7項に定める個人情報をいいます。

(17) 「本システム」とは、ポイントの付与・管理・利用等を行う、株式会社トラストバンクが「chiica」の名称で提供する地域通貨プラットフォームサービスに関するシステムをいいます。

(18) 「ICHICOアカウント」とは、株式会社トラストバンクが提供する「chiica」のアカウントをいいます。

第3条 アカウントの開設等

1. ユーザーが、ICHICOを利用するにあたっては、本市所定の手続きを行い、ICHICOアカウントを開設する必要があります。
2. ICHICOアカウントは、ユーザー1人につき1アカウントとし、ユーザー1人が複数のICHICOアカウントを保有または利用することはできません。

第4条 払戻し禁止等

1. ICHICOは、法令に定める場合を除き、払い戻すことはできません。
2. ICHICOは、第三者に利用させることはできません。

第5条 ICHICO（現金チャージ額）の発行（チャージ）

1. ユーザーは、本市所定の方法により、本市よりICHICO（現金チャージ額）を購入することができます。
2. ユーザーが購入したICHICO（現金チャージ額）は、ICHICOアカウントに記録されます。
3. ICHICO（現金チャージ額）の購入単位、購入できる上限、ICHICOアカウントに保有できる上限、有効期間等については、別途行う公表または通知により定めるものとします。
4. ユーザーは、第1項に定める手続き完了後は、ICHICO（チャージ分）の購入を取り消すことはできません。

第6条 ポイントの付与

1. 本市はユーザーに対し、本市が定める条件に従って、還元ポイント、行政ポイント、ふるさとポイント、スマートポイント、物価高騰対応4500ポイント及びアプリ移行1000ポイント（以下、「還元ポイント等」という。）を付与することができます。上記条件の詳細は、本市所定のウェブサイトで掲示するものとします。
2. ユーザーに付与された還元ポイント等は、ICHICOアカウントに記録され、払戻しはできません。
3. 還元ポイント等の有効期間、ICHICOアカウントに保有できる上限等については、別途行う公表または通知により定めるものとします。
4. 本市は、還元ポイント等が付与された決済が取り消された場合には、付与された還元ポイント等も同時に取り消すものとします。この場合、付与された還元ポイント等が既に使用されていたときには、ユーザーは、不足分をICHICOから差し引く方法のほか、本市が指定した方法にしたがって不足分に相当する金額を支払うものとします。

第7条 ICHICOによる決済

1. ユーザーは、ICHICOを、1単位を1円として加盟店における対象商品等の購入に際しての代金の決済に利用することができます。ただし、加盟店が別途指定した対象商品等の代金の決済については、ICHICOの残高を利用することができないことがあります。
2. ユーザーは、対象商品等を購入するときにICHICOでの決済を希望する場合には、本市所定の方法でICHICOによる支払いを指定するものとします。対象商品等の代金の金額がユーザーのICHICOアカウントに記録されたICHICOの残高範囲内である場合、本市は、原則として、当該残高から対象商品等の代金に相当する額のICHICOを、有効期限が先に到来するものから、当該ユーザーのICHICOから減算します。当該減算がなされた時点で、ユーザーは、加盟店に対する対象商品等の代金の支払義務を免れるものとします。
3. ユーザーは、ICHICOで決済した取引に関し、加盟店（本市を除きます。以下、本項において同じものとします。）との間で対象商品等の瑕疵、債務不履行その他の事由に基づき問題が生じた場合、ユーザーと当該加盟店との間で解決するものとします。この場合、ユーザーと加盟店との間で決済を取り消す必要が生じたときでも、加盟店はユーザーに対して対象商品等の代金を直接返金せず、対象商品等の代金に相当するICHICOをICHICOアカウントに加算する方法により返金が行われることにユーザーは同意するものとします。

第8条 ICHICOの失効、ICHICOアカウントの閉鎖

1. 本市は、ICHICOの有効期間について、別途行う公表により定めるものとします。
2. ICHICOの有効期間が経過した場合、当該ICHICOは失効し、利用できなくなります。
3. ユーザーは、本市所定の手続きにより自己の保有するICHICOアカウントを閉鎖することができます。

4. 閉鎖されたICHICOアカウントにICHICOが残っていた場合には、当該ICHICOは失効するものとします。

5. 本市は、失効したICHICOに相当する金額の返金を行わないものとします。

第9条 ICHICO（現金チャージ額）の譲渡の禁止

ICHICO（現金チャージ額）は、第三者に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

ただし、ユーザーに相続が発生し、ユーザーのICHICOアカウントにICHICO（現金チャージ額）が残っていた場合、本市は本市指定の方法に基づき、法令に定める例外事由等を考慮の上、当該ユーザーの保有するICHICO（現金チャージ額）の残高を正当に相続または承継すると本市が確認した者に対し、ICHICO（現金チャージ額）の残高を移行するものとします。

第10条 ICHICOの残高確認方法

ユーザーは、本アプリ（ユーザー）やその他本市が指定する方法により、ICHICOの残高を確認することができます。

第11条 届出等

1. ユーザーは、ICHICOアカウントを開設するにあたっては、以下の事項を本市等に届け出るものとします。届出にあたり、ユーザーは、真実かつ正確な情報を届け出るものとします。

(1) 携帯電話番号

(2) 居住地の郵便番号

(3) その他本市が別途定める事項

2. ユーザーは、前項に基づき本市に届け出た情報に変更があった場合、本市所定の方法により速やかに変更後の情報を本市に届け出るものとします。

3. ユーザーが第1項の届出に際して誤った情報を届け出たり、虚偽の情報を届け出たりした場合、または前項に基づく変更届出を行わなかった場合、これらに起因してユーザーに損害が生じたとしても本市は、当該損害を一切負担しないものとします。

第12条 解除

1. ユーザーが以下の事由に該当する場合または該当すると本市が判断した場合（以下本条において該当した者または該当すると本市が判断した者を「該当者」といいます）、本市は、該当者に対する何らの通知、催告なしに、直ちに該当者によるICHICO及びICHICOアカウントの利用を停止する等本市との本規約に基づく契約の全部または一部につきその債務の履行を停止させ、または、該当者が保有するICHICOを失効させるもしくは該当者の

ICHICOアカウントを閉鎖し、その他本市が必要かつ適切と合理的に判断する措置を講じることができるものとします。これらにより該当者に損害が発生したとしても本市は一切の責任を負担しないものとし、ユーザーは、これを承諾するものとします。

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条に定める犯罪による収益の移転その他の不当な目的でICHICOアカウントまたはICHICOを保有し、または利用した場合

(2) ICHICOアカウントを譲渡し、または現金財物その他の経済上の利益と交換した場合

(3) 本市または金融機関その他の第三者から不正に金品を詐取する目的その他の不正な目的でICHICOアカウントまたはICHICOを保有し、または利用した場合

(4) 本規約その他ユーザーに適用される規約に違反した場合

2. ICHICOアカウントまたはICHICOの保有または利用が不適切である場合のほか、本市が不適切と判断した場合該当者は、本市に対するすべての債務（本規約に基づく契約による債務に限定されないものとします）について、当然に期限の利益を失い、本市に対し直ちに債務全額を現金にて支払わなければならないものとします。

3. 第1項に基づくICHICOの失効またはICHICOアカウントの閉鎖は、本市による該当者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第13条 個人情報の取扱い

1. 本市は、ユーザーから個人情報を取得した場合、個人情報保護法、市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例、その他の関連法令に従って、厳重に管理します。

2. ユーザーは、本市が次の目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を取り扱うことに同意するものとします。

(1) 本事業の運営及び本サービスを提供するため

(2) 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため

(3) 本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため

(4) ユーザーからの問い合わせ等に対して適切に対応するため

(5) その他本事業の運営に必要な事項

3. ユーザーは、本市が事務局、加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施のために、ユーザーの個人情報を提供することに同意するものとします。

第14条 反社会的勢力の排除

1. ユーザーは、自己または自己の親族が、現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知的暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. ユーザーは、自己または自己の親族が自らまたは第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて本市の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. ユーザーが前二項各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、本市は、何らの通知、催告なしに、直ちに本市が違反している疑いがあると判断した者によるICHICOまたはICHICOアカウントの利用を停止する等本市と当該ユーザーとの間に存在する本規約に基づく契約を含む一切の契約の全部または一部につきその債務の履行を停止することができるものとし、契約の全部もしくは一部につき締結を拒絶することができるものとし、また、
4. ユーザーが第1項または第2項に違反した場合（以下本条において違反した者を「該当者」といいます）、本市は、何らの通知、催告なしに、直ちに該当者が保有するICHICOを失効させるもしくは該当者のICHICOアカウントを閉鎖することができ、また、本市と該当者との間に存在するすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとし、また、
5. 該当者は、本市に対するすべての債務（本規約に基づく債務に限定されないものとし、また、）について、当然に期限の利益を失い、本市に対し直ちに債務全額を現金にて支払わなければならないものとし、また、
6. 第4項に基づく措置は、本市による損害賠償の請求を妨げないものとし、また、

第15条 ICHICOアカウントに係る禁止事項

ユーザーは、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 本市または本市等その他の第三者のプライバシー権、名誉権、財産権、その他の権利を侵害する行為及びその恐れのある行為
- (3) 本事業に関連する本システムの解析、記録情報の改ざん等不正な目的・手段での使用
- (4) 本事業に関連する本システムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
- (5) 本事業及び関連する事業の運営に支障をきたす行為
- (6) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為

(7) その他、本市が不相当と判断した行為

第16条 本カードの盗難・紛失

1. 盗難・紛失等により本カードが再発行された場合、本市による本カードの利用停止措置が完了した時点のICHICOの残高が、再発行された本カードに引き継がれるものとします。
2. ユーザーが本カードの盗難・紛失等を申し出てから本市による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを、ユーザーは同意するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、ICHICOを第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、本市等は一切の責任を負いません。
3. ユーザーが本カードの盗難・紛失等届出時にICHICOの残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高について、本市は一切の責任を負いません。
4. 同一のユーザーから複数回にわたり本カードの再発行に係る申出がなされる等、本市が相当と認めない場合には、本市は、再発行を認めないことがあります。

第17条 本カードの破損等による新規発行

1. 本カードの破損、汚損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合（以下、利用できなくなった本カードを「旧カード」といいます。）であって、ユーザーが本市に申出のうえ本市所定の手続きを行い、本市が相当と認めるときは、本市は、ユーザーに対して新しい本カード（以下「新カード」といいます。）を発行し、旧カードに代えて新カードにICHICOの残高を適用することができるものとします。この場合、ユーザーは新カード発行後の手続き完了後から、旧カードを利用することはできません。
2. 同一のユーザーから複数回にわたり本カードの新規発行に係る申出がなされる等、本市が相当と認めない場合には、本市は、新規発行を認めないことがあります。

第18条 ICHICOアカウント等の利用の中断等

1. ユーザーは、以下の各号のいずれかに該当する場合、本市がユーザーに事前に連絡することなく、一時的にICHICOまたはICHICOアカウントの利用を中止または中断をさせる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本市等の本システムの保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災や停電、地震、噴火、洪水、津波等の天災または戦争、テロ、変乱、暴動、騒乱、労働争議等が発生した場合
 - (3) 法令またはこれに基づく措置によりICHICOに関するサービスを提供できなくなった場合
 - (4) ICHICOの偽造、変造もしくは不正作出等の不正利用があった場合またはその疑いがある場合
 - (5) その他、運用上、技術上本市が一時的な中止または中断を必要と判断した場合

2. 本市は、前項各号に掲げる事由が生じた場合、または、やむを得ない事由が生じた場合には、本市の本アプリ等にあらかじめ公表または通知する方法によって、ユーザーへの個別の通知なくICHICOに関するサービスの全部もしくは一部を終了及び変更することができません。

3. 前項に基づきICHICOに関するサービスの全部もしくは一部が終了した場合、終了の対象となったICHICOは、以下のとおり取り扱われます。

(1)ICHICO（チャージ分）

適用法令に従い、ICHICO（チャージ分）残高相当額の返金手続等を行います。

(2) 還元ポイント等

還元ポイント等はいずれも失効するものとし、払戻し、返金は行われません。

4. 本市は、前各項によりユーザーが損害を被ったとしても、本市に故意または重過失がない限り、その損害について一切責任を負わないものとしします。

第19条 本市の責任

1. 本市は、本サービスに関し、本市の故意または重大な過失によりユーザーに損害を与えた場合に限り、ユーザーが被った損害を賠償します。

2. 本市は、次の各号に関連する損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。

(1) 通信障害、システム障害等

(2) 記録情報の正確性・真正性

(3) IDの不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失

(4) 本サービスの利用の結果

(5) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等

(6) その他、利用者または第三者の故意または過失

(7) 本事業の提供条件の変更、前条に基づく提供中止

(8) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力

3. 対象取引等については加盟店、その他の提携サービス等については提携サービス等提供者の責任において提供されるものとし、本市は責任を負いません。

第20条 免責事項

1. 本市は、提供するサービスの内容について、事実上の瑕疵やバグ（セキュリティ等に関する欠陥、エラーも含む）がないこと（完全性）を保証するものではありません。また、本市は、ユーザーに対して、かかる瑕疵やバグを除去してサービスを提供する義務を負わないものとしします。

2. 本市は、ICHICOの利用に起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、本市に社会通念に照らして判断される帰責事由がある場合を除き、責任を負わないものとしします。

3. 本規約の規定がユーザーとの本規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該ユーザーとの契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本規約のほかの規定の効力には影響しないものとします。
4. 前項に定める場合であっても、本市は、本市の債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（本市またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます）について一切の責任を負いません。また、本市の過失（重過失を除きます）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、当該債務不履行または不法行為時における同ユーザーが保有するICHICOの額を上限とします。

第21条 設備等

ユーザーは、ICHICO及びICHICOアカウントを利用するために必要な通信機器、その他すべての機器及びソフトウェアを、自己の負担において、準備するものとします。また、ユーザーは、自己の裁量と費用で通信手段を選択して本市の本アプリ（ユーザー）を利用するものとします。本市は、ユーザーが選択して使用する機器やソフトウェア及び通信手段（以下「設備」といいます）及び設備に起因するICHICO及びICHICOアカウントの利用に関する不具合等に対し、何ら責任を負わないものとします。

第22条 本規約の変更・通知

1. 経済情勢の変化、法令の改廃その他の本市の都合により、本規約は変更または廃止できるものとします。
2. 本規約を変更または廃止するときは、本市のウェブサイトまたは本市の本アプリ（ユーザー）上における表示により告知するものとします。
3. 本規約の変更があった場合、ユーザーは、本規約の変更後も引き続きICHICOを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます

第23条 準拠法、裁判管轄

本規約に関する準拠法は、日本法とします。また、本規約に関する訴訟については、市川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 苦情等対応

ユーザーは、ICHICOに関する問い合わせを行う場合、本市の以下の窓口または別途公表するICHICOコールセンターを通じて問い合わせるものとします。

市川市役所 ICHICO担当

電話番号：047-712-8598

開庁時間：午前9時～午後5時

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

以上

（令和5年3月17日施行）

（令和6年3月 5日改正）

（令和6年6月 1日改正）

（令和7年3月17日改正）

（令和7年9月16日改正）

（令和8年4月 1日改正）

別表1 デジタル地域通貨使用対象外取引

1	消費税法 別表第二の一～四に規定する有価証券類等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等（ビール券、おこめ券、図書カード等）換金性の高い商品の購入
2	たばこの購入
3	下記の債務の支払い 税金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金・通信費等
4	給与、賃金、寄付金、祝い金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資金の支払い
5	当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（馬券）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、及び勝車投票券（オートレース）の購入
6	現金との換金
7	社会保険医療の給付等を行う保険医療機関等に係る支払い

8	社会福祉法に規定する社会福祉事業及び介護保険法に基づく居宅サービスや施設サービスに係る支払い
9	学校教育法に規定する学校、専修学校、修行年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校の授業料、入学金等に係る支払い
10	公序良俗に著しく反する取引、その他事業の目的、趣旨を鑑みた際に適切でないと市が認める取引